

配偶者の方の「被扶養者資格調査」を実施します

To carry out a dependent qualification investigation into health insurance (spouse)



当健康保険組合では皆様の大切な保険料を公正に運用するため、健康保険法施行規則第50条に基づき被扶養者としての資格調査を実施しております。(厚生労働省指導による)

この度、令和元年11月1日現在、被扶養者として認定されている配偶者(平成31年4月1日以降の資格取得者および海外赴任帯同者は除外)を対象に、「被扶養者資格調査」を実施しますので調査の案内が届きましたら、調査回答書と必要添付書類を指定期日までにご提出ください。

前年同様、勤労収入のある方は現況確認の為、①給料明細3か月分の写し ②令和元年分源泉徴収票の写しが全員必要になりますのでお忘れなく添付してください。

※注意事項

健保扶養の収入基準は年間130万円未満(60歳以上又は59歳以下の障害年金受給者は年間180万円未満)

平成28年10月よりパート先にて健康保険証を発行された方は別途、異動手続きが必要です。

不明な点等ありましたら、給付・適用係(Tel0566-26-0305 内線811-3050 酒井)までお願い致します。